

横手南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等（児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

国が定める「いじめ防止等のための基本方針」、秋田県教育委員会が定める「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、及び横手市教育委員会が定める「横手市いじめ等防止のための基本方針」（H29.4改訂）を参酌し、横手南小学校では、本校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体で作り上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携のもと、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

①いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

- いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一丸となって組織的に対応することが必要であるとの認識のもと、保護者、地域社会、関係機関等との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見、適切な対応に取り組むものとする。
- いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して児童に十分に理解させ、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置することがないようにする。
- 本校の全ての教職員、児童が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- 重大事態に至ったいじめについても、初期の段階では冷やかしかからかいである場合が多いことを考えると、いじめの定義に照らして認知し、早期に対応することが重要である。
- 児童を見守っている学校・家庭・地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

②いじめ未然防止

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の3点を重点内容とする。

- 一人一人の児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組。
- 家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす児童の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組。
- 全ての児童が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組。

③いじめの早期発見

いじめの定義に照らし、認知と対処を適切に行うことが早期発見につながることを、認知件数の増加は肯定的に評価されることを認識する必要がある。その際、特定の教職員が事案を抱え込まず、学校として組織的に対応することができるようにしなくてはならない。いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応に向かうためのものであることを組織として認識する必要がある。教職員の連携による組織体制の下、児童の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること、を基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- 定期的なアンケート調査や教育相談（定期・不定期・チャンス）による早期発見と的確な実態把握の取組。特に、いじめの早期発見のために、「アンケート等でSOSを出せば、必ず学校が対応する」ことを全ての児童が認識するよう、取組の徹底を図る。
- 個別の問題に対する広域スクールカウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての児童・保護者への周知をするなど、児童がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組。
- 日記や連絡帳、朝の健康観察などの日常的教育活動を通して、児童を観察する意識的な取組。

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童や通報した児童の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った児童に対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（仮称；いじめ防止委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

【いじめ防止対策委員会】

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○研究主任
○当該学年主任 ○養護教諭 ○当該学級担任

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 ○広域スクールカウンセラー
●スクールソーシャルワーカー（必要に応じ）

- いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解。
- いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築。
- いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処。

⑤家庭、地域、関係機関等との連携

児童を取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、児童を見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の2点を重点内容とする。

- PTA組織、学校評議員、横手南中学区見守りネットワーク会議等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- 地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 「居場所づくり」「絆づくり」によるいじめの起こりにくい学校づくり

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。その際、教師が主導して、学級・学校を、どの児童にとっても心の落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、児童が主体的に活動し、互いが認め合える場面を実現する「絆づくり」とを区別し、意識的・計画的に取り組むなど、いじめの起こりにくい学校づくりに努める。
- 小・中連携を推進し、「居場所づくり」「絆づくり」による効果的な指導について、小・中連携推進委員会等で情報共有し、実践に生かす生徒指導体制を整備する。
- 定期的なアンケート、面談、「居場所づくり」「絆づくり」の活動を取り入れた、いじめ防止年間指導計画の策定と評価による見直しサイクルの確立を図る。

(2) 横手南小学校いじめ防止基本方針の運用

- 横手南小学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ未然防止・早期発見のためのアンケート面談等の取組を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能になることを共通理解する。
- 横手南小学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるために、方針に基づく取組について、学校評価の評価項目に位置付け、実態に応じて見直しを図る。
- いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、研究主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任で構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。また、必要に応じて市教委の指導、助言、支援を得ながら、スクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材の活用も検討する。
- 教職員は、発見したいじめについて速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、校内体制に基づいた対応につなげる必要がある。
- 全校集会等で生徒指導主事が「いじめ防止対策委員会」について話をすることで、校内組織が児童の相談窓口として認識されるようにする。

(4) 子どものサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見

- いじめの認知件数が増えることは、児童理解が進んだこと同義であることを教職員間で共通理解し、積極的な認知による早期発見・解消に努める。
- 児童が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用する。
- 定期的な教育相談やチャンス相談等、子ども・保護者・教職員からの情報を積極的に収集する。
- いじめアンケートやネット利用実態調査等の調査による、客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組を図る。

- アンケート調査といじめ防止対策委員会との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善を図る。

(5) いじめへの対処

- いじめの通報等により児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、情報を共有してその後の対応を組織的に行う。その結果を市教委に報告するとともに、必要な措置について指導、助言、支援を得る。また、いじめが確認された場合には、複数の教職員及びスクールカウンセラー等の協力を得て、チーム体制で、いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援、いじめを行った児童に対する指導及び支援並びに保護者に対する助言を行う。
- いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるように、必要な措置を講ずる。また、いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、きめ細かに情報を提供して双方が事態を正しく把握するなど、必要な措置を講ずるように努める。
- いじめが犯罪行為と認められるときは、直ちに警察署に通報し適切に対処するとともに、未然防止に向けて警察署等と連携を図るように努める。
- 発達障害等のある児童への指導・支援は、校内で組織である「特別支援教育委員会」との連携を図るとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応策を講ずるように努める。
- いじめが解消されたかどうかの判断については、「いじめに当たる行為が止んでいる期間（少なくとも3ヶ月が目安）」、「被害児童の心身の状態（苦痛を感じていないこと）」について、本人や保護者との面談等により確認する必要がある。また、解消と判断した後も、関係児童について日常的に注意深く観察し、慎重に判断する。

(6) 情報の蓄積

- いじめ防止に向けた体制強化のために、事例に対処した経験を情報共有し、個人だけではなく組織に蓄積する。

(7) 情報モラル教育の推進

- 情報モラル教育年間指導計画に基づき、インターネットによるいじめの防止に向けた学習を行う。
- インターネットによるいじめが刑事罰を伴う重大な人権侵害につながることを理解させるために、具体的な事例をもとに指導する。

(8) 子ども同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- 児童の「居場所づくり」という観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、児童のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話合い活動の実践。
- 児童の「絆づくり」という観点から、異年齢集団におけるピア・サポート的な交流活動の実施。児童の人間関係づくりを促し、自己有用感の醸成に努める学校行事の実践。また、児童の自発性を引き出すための異年齢交流の活動。
- 他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習やワークショップの実施。
- 道徳や特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着。

3 小・中連携組織としてのいじめ対策等の推進

(1) 中学校区内の小・中連携をより充実させ9年間で児童生徒を見とる組織体制の推進

- 横手南中学校区におけるいじめ対策等，小・中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくり。
- 年2回の生徒指導担当者会を開催（必要に応じて他部会と共催）し，それまでの取組と活動の評価・振り返りを実施し，児童生徒のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討を図る。

(2) 組織図

